

平成22年度税制改正に関する重点要望項目

平成21年10月27日
日本商工会議所

- ◆中小企業は、企業数の99.7%、雇用の7割を占め、わが国経済の基盤を支えている。
 - ◆わが国経済は、二番底やデフレが懸念され、中小企業や地域は非常に厳しい状況にある。
 - ◆早期の景気回復や持続的な経済成長を実現するためには、地域経済や雇用を支える中小企業等の活力を強化する大胆な税制が必要である。一方、活力を阻害する税制は避けるべき。
- ◇日本商工会議所は、商工会議所法に則り、地域総合経済団体である515商工会議所・138万事業者の意見を集約し、国会・政府等に対し政策提言活動を行っている。

1. 中小企業等関係の租税特別措置の恒久化

- わが国の競争力強化に向け、真に必要な租税特別措置（租特）は恒久化すべき。
- 中小企業等の設備投資・研究開発を促進する、以下の租特は、真に必要な租特であり、**拡充・延長・恒久化**すべき。
 - ・中小企業投資促進税制、少額減価償却資産特例、中小企業技術基盤強化税制・研究開発促進税制（増加型等）、情報基盤強化税制等
 - ・軽減税率を引下げる等の財源のための**中小企業等関係租特の縮減は避けられたい。**
- 租特透明化法案について、中小企業の取引関係に悪影響を与えないよう**中小企業は公表対象から除外**すべき。負担軽減のため**適用実態調査の事務負担は最小限**にすべき。

2. 中小企業等の経営基盤強化に資する税制措置

- 中小企業の経営基盤強化に向け、**軽減税率の引下げ、特殊支配同族会社の役員給与に対する損金不算入措置の廃止、交際費の全額損金算入、欠損金繰戻還付の拡充**（期間は2年へ。中堅企業も対象に）、**事業所税の廃止。**
- 優れた人材・技術を擁する事業を引き継ぎ雇用等を守る中小企業を支援する**新たな税制措置**、創業資金に係る贈与税の非課税枠の創設など**新規創業支援の税制措置**、採用活動費の一定割合を税額控除するなど**雇用促進に資する税制措置。**
- 小規模企業共済制度**（加入対象者を共同経営者に拡大し掛金を所得控除）・**中小企業倒産防止共済制度**（貸付限度額引上げに伴う損金算入可能な掛金限度額の引上げ）に係る**税制措置。**
- 「環境」を名目にした**新たな税負担増の反対。**

3. 事業承継の円滑化に資する税制措置の拡充

- 納税猶予適用対象株式の拡大**（信託された株式、既に相続時精算課税制度により生前贈与された株式を含める）、相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件の引下げ（65歳→60歳）。
- 親族外の事業承継の円滑化**を図るため、親族外の後継者による特例的な評価での株式買収の容認、親族外の後継者に自社株式を低額譲渡した際の贈与税の減免。
- 経営安定化に向け分散した株式の集中化**のため、特例的な評価での株式買収の容認。

4. グループ法人単体課税（強制適用）導入にあたっては、中小企業増税は「反対」

- 親会社が中小法人（資本金1億円以下）および中堅規模（資本金1億円超10億円以下）の企業の場合、強制でなく「**選択制**」とすべき。
- 少なくとも、親会社が中堅規模（資本金1億円超10億円以下）の企業の場合、子会社の**中小特例**（軽減税率、交際費、留保金課税等）は、「**維持**」すべき。
 - 中小・中堅企業では、「グループ全体をあたかも一企業のように捉えた一体的運営が進展している」状況が見受けられないため、**新制度導入時の「強制適用」は不适当。**
 - 中堅企業の子会社の中小特例が適用されなくなると、子会社である中小企業の財務基盤が損なわれ、投資・雇用が抑制される。

5. 中小企業等が「会計の国際化」からの影響を回避できる制度の制定

- 「税と会計」の関係において、**欧州諸国と同様、会計基準を「連結財務諸表**（連結）と「**個別財務諸表**」（単体）とに分離し（連単分離）、課税の基礎となる「**個別財務諸表**」は、**確定決算主義**（確定決算を基にした課税所得の計算・申告）を維持しうる、**わが国独自の制度とされたい。**
 - 現在、「税と会計の一致」（税会一致、確定決算主義）、「連結と単体の一致」（連単一致）となっている。
 - 海外からの資金調達必要性が乏しい**中小企業など非上場企業まで**、コンバージェンス（国際的な会計基準の収斂）の名のもとで、「**会計の国際化**」（コンバージェンスや国際会計基準の適用）の影響を一律に及ぼすことは問題である。

以上